

地域密着型サービス運営委員会について

1 趣旨

介護保険法第78条の2第7項において「市町村長は、地域密着型サービスの指定を行おうとするときは、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。この規定に基づき、関係者等の意見を反映させるため、地域密着型サービスの事業所の指定を行うに当たり、「厚木市地域密着型サービス運営委員会」を設置するものです。

2 委員会の委員

厚木市保健福祉審議会規則に基づき委嘱した厚木市保健福祉審議会委員をもって充てる。

3 任期

厚木市保健福祉審議会委員の任期に準じ、2年間。

4 協議事項

- (1) 地域密着型サービス等事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等事業者の報酬及び基準に関すること。
- (3) その他地域密着型サービス等に関し必要と認めること。

5 委員会の開催

原則、厚木市保健福祉審議会の開催と同時に開催となります。ただし、急を要する事業所指定をしなければならない場合など、同時開催が困難な場合には、書面により開催するがあります。